

平成30年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

平成30年3月12日（月曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第 3号 涌谷町歴史文化基金条例

1. 議案第 4号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

1. 議案第 5号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例

1. 議案第 6号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 7号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例

1. 議案第10号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1. 議案第16号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例

1. 議案第19号 涌谷町道路占用条例の一部を改正する条例

1. 議案第20号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例

1. 議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

1. 議案第22号 指定管理者の指定について

1. 議案第23号 指定管理者の指定について

1. 議案第24号 平成29年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼 参事	渡辺信明君	総務課 上席副参事	達曾部義美君
企画財政課 課長 補佐	木村治君	企画財政課 財政班長	森太秀君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	熊谷健一君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課 参事 兼 課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君
町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者兼 会計課長	佐々木健一君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 事務局 会長	瀬川晃君	教育委員会教育長	佐々木一彦君
教育総務課長 兼 給食センター所長	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
------	-----	------	------

再 任 主 査

高 橋 正 幸

主

事

日 野 裕 哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

きのうの大震災の献花に当たりまして、ご足労いただきましたこと感謝申し上げます。

本日は、3日目の会議でございますけれども、19の条例改正と2つの指定管理者の指定、そして29年度の一般会計補正の予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。議長としても、条例のテーマについてかまないように頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、議案第3号 涌谷町歴史文化基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

きのうの慰霊祭大変ご苦労さんでございました。御礼を申し上げます。

それでは、議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年の涌谷町議会定例会3月会議におきましてご質問をいただき、涌谷町文化財保護委員会などで検討を進めておりました文化財基金につきまして、涌谷町歴史文化基金として条例を制定いたそうとするものです。涌谷町に育まれてきた固有の歴史文化を検証し、次代に継承しながら、魅力的なまちづくりに生かす基金と位置づけております。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 涌谷町歴史文化基金条例でございます。

議案書の4ページになります。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由でも申し上げましたとおり、昨年の3月議会でご質問をいただき、涌谷町文化財保護委員会などで検討を進めておりました基金につきまして、今回涌谷町歴史文化基金条例として制定いたそうとするものであります。

本条例制定の経緯につきましては、昨年12月町に対して寄附金の申し出がございました。企画財政サイドで検

討され、生涯学習課のほうに提案がありました。かねてから議会等でご質問をいただいていた文化財基金の創設をと、創設の起爆剤として利用してはどうかということになりまして、昨年12月22日と、ことしに入って1月16日に文化財保護委員会を開催いたしまして、基金の是非及び設置の目的について協議していただいたところでございます。また、他市町の基金設置状況も踏まえ、検討を行ったところでございます。

内容につきましては、設置についてを第1条で、積立てについてを第2条で、管理についてを第3条で、運用益金の処理についてを第4条で、繰りかえ運用についてを第5条で、処分についてを第6条で、次の5ページをお開きください。委任について第7条で定めているところでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。7番。

○7番（後藤洋一君） 7番後藤です。おはようございます。

この設置第1条の歴史文化を愛する人々からの寄附金等を財源としてということ、実は今生涯学習課長がお話ししましたように、中学校の卒業式でもお茶屋節とかそういったいろいろ伝統と歴史の文化、実はこういった2月12日に地域の文化遺産に快適に住むことを生かすことで、こういったシンポジウム開催されましたけれども、特に涌谷町、歴史的2020年の涌谷伊達安芸宗重公350年ですか、大分古くから歴史と文化を継承するような建物があるというのですが、こういったことも仮に町で寄附する場合に、基金などの条例ということもある意味ではいいのかなというふうに思うんですが、その辺に関しての条例の考え方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） こちらは涌谷町歴史文化基金ということで、第5次涌谷町の総合計画でもございます。項目として、歴史文化の活用ということでございます。その中で歴史文化資源の活用ということで、現況課題等ございます。なおさらこちらの涌谷には、国指定、あるいは県指定、それから町指定のそれぞれの文化財がございます。こちらを保存活用するという意味でも、この基金については有効に使っていきたくて考えております。

なお、基金の目的といたしまして、文化財の購入事業、あるいは文化財の保全、保存及び修理のための事業、それから歴史文化の普及のための事業という目的と申しますか、を中心に今後基金を寄附というか、寄附をいただくような形で進めていきたくて思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 涌谷町は、古くから伝統的な文化を継承するそういったものがありますので、寄附を受けるにしても、なかなか厳しい財政等から鑑みますと、歴史文化を愛する人々からの寄附等を最大限活用した中で進めていくのも、やはり今後の大変重要な問題だと思いますので、ぜひともそういった形で取り組んでいただきたいというふうに考えます。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 議員さんお話のありましたように、ご指摘ありましたことについて、今後PRそ

れから寄附の募集といえますか、そのあたりについても生かしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 涌谷町歴史文化基金条例の制定に当たりまして、背景の一抹を申し上げます。

条例では、財源について触れておりませんが、涌谷伊達安芸宗重公の350年の記念事業の呼びかけ人代表でございました、亡くなりました元町長の大橋荘治様のほうから香典の一部ということで、町のほうへ寄附をいただきました。当然大橋荘治様がそういったことで350年祭に向けて心身を砕いておられたということで、その意思を酌みながら歴史文化基金にしようとするものでございます。当然今2020年の350年祭に向けて藩士会を結成し、そしてまた一部地域の方々からもご賛同いただきまして、活動しているところでございますが、ぜひ仙台藩の救世主でございます伊達宗重公の弔いに向けての財源にしていきたいと思いますので、その節は議員さんのご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。8番。

○8番（久 勉君） 以前からこの基金をつくったらどうですかということ言ってきたので、今回できるということは大変喜ばしいことなんですけれども、たださっき担当課長言う文化財保護の修復であるとか、それに充てるということなんですけれども、じゃあ何をやっていくのかというのを、以前に申し上げたのは例えば国指定、県指定、あとは町指定の文化財があるんですけれども、それを年次計画を立ててやっていくべきじゃないかと。毎年度予算編成のときに、財政担当でも困るのは、結局その場その場でやられているというんですかね、以前に薬医門にしても予算はもう3月にとったのに、手をかけるのが冬を過ぎてからとそういう仕事の仕方というんですかね、やはりきちんと計画を立てて、何年はここをやりますよとか、そういうのをわかりやすくしていたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） ご指摘のありました件につきましては、具体的に年次計画を立てて、あるいは文化財保護関係の文化財保護委員会等にもどういうことで活用していくのか、そのあたりを踏まえて文化財保護委員会でも意見をいただきながら、年次計画を立てて進めていけるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 籠峯寺に寛文の鐘という鐘楼があるんですけれども、これどうなっているかご存じですか、課長。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 現在文化財保護委員会のほうでも、その鐘についていろいろ審議をいただいているところでございます。こちらについては、その件について現在文化財保護委員会で検討しているところでございます。なお、その鐘につきまして、籠峯寺の方の話では、お願いしているという、高岡のほうにお願いしているということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 文化財保護委員会で審議しているとか、高岡のほうにお願いしているという何かわけのわか

らない返事では困るんです。もう発注されているんですよ、高岡に。町がそれにどう関与するかということなんですよね。金額が幾らかわかりませんが、もう発注済みであると、そして古い鐘は新しいのができたときは古い鐘はそのままとっておくと。どういう保存の仕方するのかとか、そういったことをお寺のほうときちんとお話し合いをしていかないといけないことではないのかなと思いますけれども、そういう話し合いも何もないままにもう発注されているということは、篁峯寺そのものは県の文化財の指定になっているんですけれども、鐘は何もなっていないんですね。だから、まちの文化財に指定してはどうかというのは、前にご意見申し上げたんですけれども、それも遅々として進まないというか、文化財保護委員会の中でどんな話になっているかわかりませんが、結局もうお寺のほうは待ってられないから発注ということになったと思うんですけれども、その辺町としてどうかかわっていくかというのは、きちんとしていかなければならないと思うんですけれども、その辺についてはどういうことなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） なかなか答えが出ていないんですが、篁峯寺の寛文の鐘につきましては、今おっしゃったとおり発注いたしまして、もう鑄造中でございます。このいきさつは、350年祭に向けて弔いであったり、あるいは神社での片づけであったり、あるいは涌谷伊達藩に伝わる書物、そういったものをどうするかということで検討しながら、篁峯寺の鐘が出てきたわけですけれども、お金につきましては篁峯寺がやるということで、篁峯寺が今自主的に発注しているものでございまして、当然篁峯寺さんのほうでは資金もございまして、それを広く呼びかけていきたいということでございます。

それから、菩提寺でございます見龍寺のほうでは、寺のほうで行事を行うと、神社は神社で行うということで、それぞれ持ち分につきましては、話がついているということでございまして、今私たちがやろうとしているのは、涌谷伊達家の文化財をどのように保存して、どのように皆さんで活用するかという部分の段階でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。10番。

○10番（門田善則君） この条例につきましては、まことにいいのかなというふうな理解はしているんですが、先ほど課長の説明もそうなんですけれども、第1条の設置目的で話を聞くと、文化財保護委員が話し合っただけが文化財として保護しなければならないとなれば、何でもこの金を利用するのかというふうに聞こえてしまったんですけれども、やっぱりある程度町長がさっき説明していましたが、仮に伊達安芸350年祭に向けての基金になるんだよとか、そういう目的意識がはっきりしないと何でもかんでもいいのかと捉えざるを得ないんですが、その辺についていかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） ご指摘がありましたように、設置の目的として涌谷の歴史文化の普及のためということもございまして。なお、これから今後寄附を周知あるいはPRする際に、具体的な何に使用するのかという具体的な面も踏まえて、話といたしますか、募集していけるように今後していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） そのとおりだと思います。やっぱり一般の町民の方も寄附をしたいというときに、命題が何であって、このために目的として利用されますということがはっきりしていないと、ただ文化財保護ですとい

ったって、よくわからないと思うんですね。やっぱり命題をきちんとすべきだと思いますが、町長その辺いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 8番議員さんからもご指摘いただきました。その点につきましては、まだ運用規定を設けておりませんので、議会とも相談しながらしっかりした運用規定をつくりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 涌谷町歴史文化基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号 涌谷町歴史文化基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第4号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴い平成30年4月1日以降指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、市町村が実施することとされますことから、現在宮城県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則で定められている事項を町で定めるため、本条例を制定いたそうとするものです。

詳細につきましては副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案書6ページから24ページになります。それで、大分条文長いものですから、資料としてまとめてまいりましたので、資料2、涌谷町議会定例会3月会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、ただいま町長の提案理由にありましたように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる平成26年一括改正法により介護保険法が改正さ

れたことに伴い、これまで県の事務であった指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、平成30年4月1日以降、町で実施することになるため、条例を制定するものでございます。

この条例に委任される事項は、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格、これらが条例に委任されている事項でございます。それで、これの条例の根拠となりますのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準という厚生省令、それと介護保険法の施行規則が基準省令となるものでございます。ほぼ国の基準どおりとなっておりますことから、逐条に関する説明は省略し、主な改正点等についてご説明申し上げたいと思います。

それでは、定例会資料1ページでございますが、まず第2条の1項目、事業者は法人であること、これは介護保険法の施行規則で定められている事項でございます。それから、2項目の法人の役員は暴力団員等でないものということは、これは涌谷町の暴力団排除条例に基づき、町独自で定めたものでございます。それから、次の第3条、波線振ってあります暴力団との関係排除につきましても、涌谷町暴力団排除条例に基づき、町独自で規定したものでございます。それから、第5条管理者でございますが、従前管理者については常勤の居宅介護支援専門員であれば、その任に当たるものでございますが、今回の法改正に伴って事業所の管理者については、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネでなければならないというふうな改正がなされたところでございます。それで、現在涌谷町内に居宅介護支援事業所、4事業所ございまして、うち3事業所については既に主任介護支援専門員がおりますが、1事業所についてはまだ主任介護支援専門員がいないということから、条例制定後速やかにその資格を取得するよう勧奨していくつもりでございます。

それから、同じ表の右側の1ページ目の右側の表のほう、第15条の真ん中よりやや下段にございます訪問介護回数超過時の市町村への届け出、これは今回の法改正で新たに定められたものでございます。従前介護度別の介護保険の限度額内であれば、何回プランの中に訪問介護位置づけても、それは可能であったものでございますが、今回の改正によって介護度別に回数、国の基準で回数の制限が定められ、それを超過した計画を策定した場合は、市町村へ届け出が必要となったところでございます。届け出を受けた市町村については、その届け出の内容を地域ケア会議にかけてその超過する回数が妥当かどうか判断するものでございます。

それから、2ページ目、お聞きいただきたいと思います。

2ページ目の左側の表、下のほうでございますが、第31条、記録の整備の部分で記録を5年間保存ということでございます。これにつきましては、国の基準では2年となっておりますが、過誤請求等の債権債務については、地方自治法で5年の時効が設けられていることから、記録の整備についても国の基準とは異なる5年間保存ということにしたものでございます。ただし、現在の県の条例施行規則も5年となっておりますことから、事業者の混乱は生じないというふうに考えてございます。

それから、附則でございます。

本条例の施行期日については、平成30年4月1日ということでございますが、先ほど改正の説明をいたしました訪問介護回数超過時の市町村への届け出については、周知期間が必要ということで施行期日が10月1日となるものでございます。

それから、2の経過措置といたしまして、これも先ほど説明申し上げました管理者について主任介護支援専門

員でなければならないという部分については、猶予期間ということで33年3月31日までは従前どおりで介護支援専門員を管理者とできるとしたものでございます。

それから、3の涌谷町地域指定密着型サービスの人員、設備及び運営に関する条例の一部改正については、厚労省の基準等を参照した部分について本条例を参照するように、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） ちょっとわかりづらいんですけども、訪問介護回数超過時の市町村への届け出ということなんですけれども、誰かの手を借りなければ生活できない、その誰かの手を借りるために訪問をお願いしている人に対して、超過であるとか、超過でないとかというジャッジというのは、何を基準にジャッジするかということと、それを届け出してからそこで市町村が何か委員会にかけて判断して、オーケーですよとか、だめですよというのは何か物すごい不合理みたいに聞こえるんですけども、実際必要であってお願いされてきたものを、あなたはこれでは多いからだめよとか、そういうのって何を基準にそれをジャッジしていくんでしょうか。

それから、今必要なのに、会にかけるまでじゃあ待ってなのか、その辺がちょっとわかりづらいんですけども、どうなんでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） これの利用制限めぐる論議につきましては、国の社会保障審議会の介護給付費分科会のほうで論議をされて、こういった形になったものでございます。それで、厚労省方針による生活援助の制限回数については、要介護1で月26回、要介護2で月33回、要介護3で月42回、要介護4で月37回、要介護5で月31回という生活援助、これは身体介護でなく、生活援助、要は家事等についてのサービスの制限回数ということでございます。それをなぜこれが社会保障審議会のほうで問題になったかという経過でございますが、北海道の標茶町におきまして、訪問介護での生活援助が100回を超えている利用者がいたということで、100回を超えるというのは1日3回でも90回ですから100回を超えるというのは過剰なサービスではないかという論議からこういったことが出てきたようでございます。

それで、何をってというのは、介護認定審査等で出てきている利用者の生活実態であるとか、アセスメントの状況等を地域ケア会議にかけ、これについては当然必要なサービスはすぐ提供しなきゃいけないということで、速やかに結論を出して居宅介護支援事業所のほうに戻すような形をとるということになるかと思えます。なお、具体的な取り扱いについていずれ厚生労働省のほうからまた基準とそれから審議の方法等については示されるものと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） たぶん100回というのは異常だと思うんですけども、じゃあ涌谷町のこれまでの実績はどうなんですか。要介護1から要介護5まで生活支援で月何回、平均何回とかデータはどうなんでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 現在までその個別のケアプランの実態等については、町では把握していないところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 把握していないじゃだめじゃないの。やっぱりこういう条例を出すんだったら、きちんと把握して実態今こうだと、これはやっぱりやり過ぎだよとか、この辺はしようがないとか、実際これを施行したときに何件予想されるかというのを、それも何も見ないでおかしいでしょう、それは。やっぱり現状をきちんと把握して、今町はこうだよと、北海道の100回というのは極端だけれども、じゃあ涌谷の我が町はどうなのというのつかんでいませんではだめじゃないの、そういうことでは。きちんと実態を出して、じゃあこの条例を施行したときに、これに当てはまる人は何人いるかと何かとかというのは、ないと論議のしようもないじゃないですか。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） その点につきましては、現在の指定事務を行っております県との事務引き継ぎの際に利用実態について詳細に引き継ぎを受けたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。10番。

○10番（門田善則君） まず、涌谷町内で今4件やっていて、3件が支援専門員がいる、1件がない、30年度まで取得すればよいということだけれども、とれなかった場合、いなかった場合どうなるのか。あと、1人ということは、人間ですからいろいろなことがあってやめたりする場合がありますね。そういった場合の期間というのは、国のほうではどのぐらい見ているのか。

あと、暴力団がだめだと言うんだけど、どうやって暴力団か判断するのか、じゃあ入れ墨があればだめなのか、いいのか、任侠ヘルパーは認められていたんだけど、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） まず最初の管理者のほうについてご説明申し上げますが、この主任介護専門員については、講習を受ければ資格付与されるものでございますので、仮に主任介護支援専門員の方が退職されるという場合は、その年度中のいち早い講習を受講するように勧奨するような形になろうかと思えます。

それから、法人の役員や暴力団員等でない者という点につきましては、遠田警察署等々と申請が上がった際に協議しながら事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 具体的な答弁を求めています。暴力団関係で具体的な今答弁が求められて。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 入れ墨をもってして排除するという事は可能ではないというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 私もそのとおりだと思います。要は若気の至りである程度やんちゃしてしまったと。でも、今は更正したとはおかしいですけれども、一生懸命事業したいと、老人福祉のために頑張りたいというときに、それがあったからあなたはだめですよと言われたのでは困るんですね。やっぱりそういう受け皿は、必ず必要であろうと。テレビでも任侠ヘルパーというのがあって、一生懸命頑張っていたドラマもありました。そういうこともあるので、再度お聞きしたわけですが、じゃあタイムラグという部分はどのぐらい認められるのか。やめてしまったり、取得しなかった場合のことなんですけれども、やめたときのタイムラグは次の取得までの間に1年でも2年でも何ぼ講習受ければとれるんだといっても、とらなかった場合でもどのぐらい見るのか、その辺について再度お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 主任介護支援専門員の講習につきましては、年2回から3回開催されておりますようなので、そちら年度内に受講するように勧奨するようになるかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 再度お聞きしますが、1年以内ということであればそこに3カ月、4カ月のタイムラグが発生しても構わないということで、理解してよろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 指定の期間は2年間でということなので、速やかにその年度中に受講するように勧奨しようというところでございます。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 15条関係の先ほど話された超過分の届け出の件でお伺いしますが、この超過分は介護保険制度に該当するのか、自己負担になるのか、その辺をお聞きます。それから、該当しない、それを1点お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 超過した回数につきましても地域ケア会議等での利用者の状態増から妥当という判断が下されれば、当然介護保険のほうで手当するものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 逆に該当しないということであれば、自己負担という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 高橋副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） どうしても利用するという場合であれば、自己負担になるかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、議案第5号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義が明確化されたことなどにより、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

議案書が25ページでございます。新旧対照表は1ページでありますので、1ページのほうを用意お願いいたします。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、改正を行うものでございます。

新旧対照表でございますが、第2条第1号でございます。ここでは、個人情報の定義を規定しておりますが、より具体的にどういうものが個人情報に該当するかという部分を規定したものでございます。

アにおきましては、氏名、生年月日、その他の記述等により個人を特定できるものを個人情報として定義しております。それから、2ページ目になりますけれども、イでは個人識別符号を個人情報として新たに定義しております。個人識別符号といいますのは、これまでこの条例の第6条で同様の規定がされておりましたが、指紋データですとか、パスポート番号、運転免許証番号など個人を特定できる符号が個人情報に該当することを明確にしたものでございます。

第2条の第2号（2）の部分でございますが、新たに要配慮個人情報を追加するもので、本人の人種、信条、社会的身分など本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として規定したものでございます。

以下につきましては、第2号を追加したことによる条ずれでございます。

下のほうの（8）第8号につきましては、電磁的記録を第2条第1項第1号のアの部分で定義しましたことから、改正前の第7号の括弧書きの部分を削除するものでございます。

次のページ、3ページをお開き願います。

第6条では、第2条で個人識別符号を新たに定義したことに伴う文言の整理でございます。同条の第6号（6）の部分ですが、この第6条では個人情報取り扱い事務登録簿の作成について規定されておりますが、第2条に要配慮個人情報を新設したことから、登録簿にも要配慮個人情報を記入する旨を追加するものでございます。

次のページの4ページになりますが、第7条第3項につきましては、第2条で要配慮個人情報を新たに定義したことに伴う文言の整理でございます。第17条第1項第2号につきましては、第2条に個人識別符号が新たに規定されたことによる文言の整理でございます。

議案書の26ページお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案5号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、議案第6号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例において法令等の条項を引用している規定を整理いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第6号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書27ページ、新旧対照表につきましては、6ページとなっております。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおりでございます。上位法の行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されまして、同法第19条9号が、第19条第10号に改正されたことにより、この法律の条項を引用しております条例第1条及び第5条の規定を整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第7号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、非常勤特別職の費用弁償において、支給条件を明確にするとともに、町外に在住する特別職の交通費について支給できるよう規定するものです。

また、農業委員会の委員等の報酬につきまして、国の農地利用最適化交付金を報酬として支給するため、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長から農業委員会事務局長まで順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第7号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書28ページ、新旧対照表につきましては、7ページ、8ページとなっております。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、非常勤特別職の費用弁償におきまして支給条件を見直すとともに、町外に在住する非常勤特別職の交通費について規定し、農業委員会委員の報酬におきましては、国の交付金による活動実績額と成果実績額を支給するための改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたします。

第5条第3項では、費用弁償の支給条件といたしまして、町内における会議及び調査のために出席したときとしておりましたが、特別職の委員によりましては、会議だけでなく業務に従事する場合がありますことから、今回町内で職務に従事したときを加え、また町外に在住、または勤務する特別職の職員が町内の会議等に出席したときの交通費として実費額と費用弁償の高いほうを支給することを規定したものでございます。

8ページの別表の改正でございますが、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の改正でございます。農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動やその成果の実績に応じて、委員報酬の財源として交付金が交付されますことから、報酬の基本額の改正とあわせまして、実績に応じた報酬額を支給できるよう規定するものでございます。なお、このことにつきまして、補足といたしまして農業委員会事務局長から説明がありますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） ただいま総務課長から説明がりましたが、農業委員会委員等の報酬の改正について説明いたします。

新旧対照表8ページと議会資料3ページで説明いたしますので、それぞれお開き願います。

新旧対照表右側改正後でございますが、各役職の月額基本額について、改正前の月額から6,000円を減じた金額とし、月額の下欄に活動実績額規則で定める額を、また年額として成果実績額規則で定める額を加えるものでございます。活動実績額、成果実績額につきましては、議会資料3ページで説明いたします。

農地利用最適化交付金の概要でございますが、趣旨につきましては、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国が農地利用最適化交付金として事業化したものでございます。

次に、交付金事業の内容につきましては、積極的な活動を推進するため農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、手当または報酬の財源として交付金が交付されるものでございます。交付金につきましては、2つありまして、1つ目として活動実績に応じた交付金であり、アからオまでの活動を行ったことに対する交付金でございます。資料にあります6,000円につきましては、新旧対照表改正後の各委員の月額活動実績額となるもので、改正後の各役職月額が改正前の月額になるものでございます。この上限額6,000円は、アからオまでの活動実績に伴い交付されるもので、各委員さんは就任から日々行っております活動内容でもあり、毎月提出いただく活動記録により確認できることから、満額交付を見込んでおります。

次に、2つめの交付金といたしまして、成果実績に応じた交付金でございますが、この交付金は農業委員会が交付要綱の規定に基づきますアとして遊休農地の発生防止解消、イとして担い手への農地集積、それぞれの基準目標面積に対して、1年間でそれぞれの活動によりどのぐらい遊休農地の解消をしたか、どのぐらい集積したかの達成度により、次の計算方法により交付されるものでございます。

式外の評価点とありますが、この評価点については資料右側にありますとおり、農業委員会の成果実績は次に掲げる仕様による評価をするものとし、1及び2の点数の合計が評価点となるものでございます。1の遊休農地

の発生防止解消及び2の担い手への農地集積の点数につきましては、それぞれの1に該当する場合は7点となり、それ以外は(2)により下記別表にあります達成度の点数となります。1の遊休農地の発生防止解消につきましては、涌谷町は過去数年間にわたり0.3%前後で推移しており、1%未満ですので(1)に該当し7点が見込まれます。また、2の担い手への農地集積につきましては、涌谷町は60%でありますので、(2)に該当し、規定によりますそれぞれの点数になります。当町の単年度集積基準面積は、要綱規定に基づき集計いたしますと、31ヘクタールとなり、1年間の活動等による達成度により、下記別表の評価点となるものでございます。

資料左側下の試算例になりますが、評価点を遊休分7点、集積分ゼロとした場合の成果実績額の年額は、300万5,333円になります。この集積分ゼロ点はあくまでも試算でのものでありまして、実績の達成度により点数がつき、交付額も変わります。試算例の年額を人数で割りますと、1人約13万1,000円、年額でございますけれども、となり、この1人当たりの年額が新旧対照表改正後の各委員の年額成果実績額となるものです。改正後の中で規則と定める額につきましては、ただいま説明した内容で整理する予定でございます。

議案書29ページをお願いいたします。

附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、特別職の給料のうち、病院事業管理者の給料につきまして、管理者が医師である場合と、医師でない場合の給料の額を規定いたそうとするものです。

また、外国旅行の旅費につきまして、現行の国家公務員の旅費に関する法律の規定に準ずるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書30ページ、新旧対照表につきましては、9ページをお願いいたします。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、特別職の給料のうち病院事業管理者の給料につきまして管理者が医師でない場合と、医師である場合の給料の額を規定するものでございまして、県内の公営企業法全部適用し、病院事業管理者を置いている全ての市町村におきまして管理者の給料を、医師の場合と医師以外の場合に分けて規定しておりますことから、当町におきましても同様の規定にしようとするものでございます。

給料の額につきましては、2月6日に開催しました涌谷町特別職給料等審議会の答申を受けまして、管理者が医師でない場合については51万円、医師である場合についてはこれまでと同様の75万円にいたそうとするものでございます。また、別表第2で規定しております外国旅費につきましては、現行の国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準ずるよう改正するものでございます。

議案書の30ページにお戻り願います。

附則でありますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第9号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新下町裏分譲地が完売したことにより、涌谷町宅地造成事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） よろしく願いいたします。

議案第9号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は31ページと、新旧対照表につきましては10ページとなります。

本案は、ただいま町長の提案理由でもご説明申し上げましたが、平成9年度から19区画の宅地分譲をいたしました新下町裏分譲地の残り1区画につきまして、昨年6月に土地売買契約、8月に土地の引き渡しを行い、分譲販売した区画が完売いたしました。それによって、涌谷町宅地造成事業特別会計を廃止するため、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。10ページ、第1条の第2号、涌谷町宅地造成事業特別会計分譲用宅地造成事業を削除するものでございます。

議案書にお戻り願います。

附則でございます。施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、涌谷町宅地造成事業特別会計の平成29年度分の収入、支出及び出納の整理については、なお従前の例による。前項の涌谷町宅地造成事業特別会計の決算剰余金は、涌谷町一般会計に帰属するものとする。なお、議案第28号において平成29年度宅地造成事業特別会計補正予算第2号で精算のための予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第8、議案第10号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月に交付された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行おうとするものです。

主な内容といたしましては、国民健康保険については県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村においては保険税を賦課徴収し、県に納付金を納める仕組みに見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、ことし4月からの国民健康保険制度の改革に伴う改正でございます。

議案書は32ページから、あと新旧対照表は11ページからとなります。

初めに新旧対照表でご説明いたします。

第2条第1項を第1号から第3号までに分けて課税額の定義を変更するものでございます。

これまで、市町村が保険給付費を推計し、保険税負担額を決定し、賦課徴収をしてきました。4月以降は、県が国保財政の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うこととなりますことから、県は市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて、国民健康保険事業費納付金の額を決定することになります。市町村は、県が決定した事業費納付金を県に納めるため、保険税を賦課徴収する仕組みに条例を改正するものでございます。

第1号は、医療費給付分、第2号は後期高齢者支援金分、第3号は、介護納付金分としてそれぞれ規定したものでございます。

次からの第2条第2項以降は、文言の整理でございます。

次に、議案書33ページになります。

附則としまして、施行期日は平成30年4月1日からするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第11号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、児童遊園の遊具の点検を行った結果を踏まえ、修繕、または撤去することとし、また児童遊園の定義に適合しない遊園について、整理いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 議案第11号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書34ページ、新旧対照表15ページをお開き願います。

今回の改正では、遊具の点検の結果、ふぐあいがありました遊園、または児童遊園の定義である児童構成員を設置し、遊びの指導を行うことに適合しない遊園について廃止をすることとし、条例の施行を平成30年4月1日とするものです。

説明は、議案の朗読を省略し、新旧対照表でさせていただきます。

改正前の下線の児童遊園について廃止するものです。

涌谷第一小学校児童遊園につきましては、実情に合わせ管理を涌谷第一小学校へ移管することとし、児童遊園を廃止いたします。

江合川児童遊園につきましては、点検の結果、遊具が老朽化しており、ほとんどが修繕不能でございましたので、撤去し廃止いたします。また、国土交通省から河川敷使用の占用を受けておりましたので、お返しするものです。

小里児童遊園につきましては、旧小里小学校にある児童遊園でして、旧小学校の遊具も含めて点検をしました結果、修繕不能の遊具が多く、可能な遊具につきましても相当の費用が見込まれますこと、また地元の区長さんにも確認いたしましたところ、ほとんど使用がないとのことで、危険でもありますので撤去し、児童遊園を廃止いたそうとするものです。今後の管理は企画財政課となります。

駅前児童遊園につきましては、9の1行政区のやすらぎ荘にあります児童遊園ですが、定義に合わないため、遊具を修繕し、その後9の1自治会へ管理を移管するものです。移管後の管理運営は自治会で行うこととなります。

今回撤去し、廃止する江合川右岸児童遊園、小里児童遊園につきましては、これまで長きにわたり多くの子供たちが利用した児童遊園で、思い出深い児童遊園でございますが、危険を伴いますことからやむなく撤去いたしますこと、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、撤去修繕の予算につきましては、当初予算に計上しております。

今後、県への児童遊園の廃止申請をし、手続を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） 今課長の説明で大体内容の把握はできたんですが、子育て支援の観点から、前から私お話ししていましたが、新たに廃止今回これだけあるんですけども、スタジアム周辺内にそういった遊具を設置できないかと、前に質疑した記憶があるんですけど、これだけなくすわけですから、新たに新設ということも考えてはいかがと思いますが、いかがですか、その辺は。

○議長（遠藤稔雄君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） ありがとうございます。

今回児童遊園を2カ所廃止いたしますけれども、新しく児童遊園を設置する計画は今のところございません。しかしながら、子供の健全な育成のために、適正な遊具で遊ぶということは必要だと考えております。涌谷町全体の公園の配置、二、三年前に中央公園も新しくなり、子供の年齢に合わせた遊具が多く設置され、土日などにぎわっている様子を見ております。こういったことで、全体の公園は見直しをかけなければならないのかなというふうに考えておりますけれども、児童遊園としては今後ふやすつもりはございませんけれども、あと自治会のほうで独自にポケットパークのような公園を設置しておりますので、そういったものも活用していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 課長としては、そういった答えになってしまうんだろうと、政治的背景の中では主権者がそういった決断をしなければならないと思うんですが、町長、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） スタジアム周辺に遊具の設置をということでございますが、スタジアム周辺にはサッカー場もございまして、大分低年齢の子供たちが利用しております。そういった場合におきまして、競技に携わる以外の時間もございますので、支援室とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

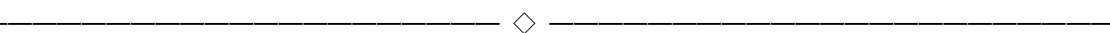
これより議案第11号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第12号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、所得税法が平成29年3月に改正され、配偶者控除の見直しが行われたことに伴い、本条例での所得制限限度額を現行と同じ範囲とするため、改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 議案第12号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書35ページ、新旧対照表16ページをお開き願います。

本案は、平成29年3月に行われました所得税法の改正において、改正前の控除対象配偶者の指し示す範囲が、同一生計配偶者に改められ、平成30年から適用され、県の補助要綱が改正されましたことから、改正いたすものです。

条例の第3条第2項第3号中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものです。

また、附則につきましては、施行日を改正兼要綱の施行日と同一日といたしますが、本条例の所得限度額に反映するのは、平成31年10月からとなるため、ただし書きで規定いたすものです。

議案の朗読を省略し、以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月に交付された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律において、国民健康保険法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険運営協議会の設置について、改めて規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 議案第13号の説明を申し上げます。

議案書36ページ、新旧対照表17ページ、18ページをお開きください。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、国民健康保険法等の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容ですが、これまでの国民健康保険法には、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くこと規定されており、各市町村は規定に基づき運営協議会を運営してまいりました。

今回の改正法では、国保の運営主体を県単位化とすることとあわせまして、この国民健康保険運営協議会という名称が削除され、国民健康保険事業の運営に関する協議会と規定されるものでございます。

当町といたしましては、涌谷町国民健康保険運営協議会が改正国保法に規定する協議会である旨の条文を加える改正を行いまして、対応するものでございます。

新旧対照表17ページ、18ページをごらんください。

目次及び第1条につきましては、協議会が取り扱うのは、国民健康保険の事務であるということを明示するため、それぞれ国民健康保険の次に、の事務を加えるものでございます。

第2条につきましては、法に基づき協議会を置く規定でございます。以下の条文につきましては、改正前の第2条を第2条の2とし、そのほか関連する文言を整理するものでございます。

議案書36ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

今回の改正によりまして涌谷町の国民健康保険運営協議会は、名称を変えることなく引き続き運用できるものでございます。なお、委員の任期につきましては、改正法によりまして2年から3年に改められますが、現在の運営協議会の委員さんは、任期はそのまま次で委員着任以降から任期を3年とする取り扱いとなるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定に基づき策定する第7期介護保健事業計画の計画期間である平成30年度か

ら平成32年度までの第1号被保険者の保険料を定めようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長から税務課長、順次説明をお願いします。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） それでは、条文の説明の前に保険料の算出につきまして、内容を説明いたします。

介護保険事業計画は、町長説明にありましたように3年ごとに見直しを行っておりますが、今回平成30年度から32年度の3カ年度を期間とする第7期の計画を策定したところでございます。

介護保険料につきましては、計画でのサービス料や給付費の見込みに基づきまして、3年の期間の保険料として設定されるものでございます。

定例会資料2の4ページをお開き願います。

介護保険料としまして、第1号被保険者の皆様の保険料基準額を算定した資料でございます。

左側に給付費の項目を書いておりますが、まずはア、介護サービス給付費についてです。これは、介護保険で提供する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費でございます。高齢者数が年々増加傾向にありますことから、要支援、要介護の認定者数も比例して増加しておりまして、給付費も年々増加が見込まれます。その結果、3年間の給付費を46億1,901万3,000円と見込んでおります。

次のイ、介護予防サービス給付費につきましては、減少しておりますが、これは介護予防サービスについての利用率については減少する見込みと推計されることによるもので、3年間で1億361万1,000円と見込みました。

ウの財政影響額につきましては、制度改正によりまして現役並みの所得者の利用負担割合が2割から3割に引き上げられることから、その影響額を174万2,000円の減額と算定したものでございます。

次のエにつきましては、今後増額が予定される消費税の見込みによる影響額を5,796万7,000円と見込んだものです。

次の特定入所者介護サービス費につきましては、施設入所者のうち、非課税世帯の方の食費、居住費の負担軽減を図るための給付でございます。こちらを2億7,600万円。

次の高額介護サービス費につきましては、9,750万円、高額医療合算介護サービス費を780万円、審査支払手数料を450万7,000円、合わせまして3年間の標準給付費を51億6,465万6,000円と見込むものでございます。

次に、地域支援事業でございます。介護保険法の改正によりまして、平成29年から実施しております新しい介護予防日常生活支援総合事業費と包括的支援事業、任意事業費等合わせまして、地域支援事業費として3年間で3億300万円と見込んでおります。①と②を合わせまして、介護保険事業費を3年間で54億6,765万6,000円と見込みました。次の④、第1号被保険者負担相当額です。7期では、1号被保険者の保険料負担割合は23%ということになりましたので、介護保険事業費の23%、12億5,756万1,000円が今回の保険料負担分相当額と算定されるものです。

次の⑤、調整交付金相当額ですが、市町村ごとの高齢者の年齢構成割合と、1号被保険者の所得格差を調整するための調整交付金といたしまして、給付費の見込みの5%、2億6,580万8,000円を算定しております。調整交付金見込額の算出ですが、涌谷町は全国平均と比べ、高齢者が多く、さらに所得が低いということで全国平均の5%を上回る率の調整交付金が見込まれます。算定につきましては、町内の後期高齢者加入割合補正と町内被保

険者の所得段階別加入割合係数をもちまして、調整交付金見込み率を求めておりますが、年度ごとに6.85%、6.39%、6.04%と計算されました。これを給付費等の見込額に乘じまして、調整交付金見込額を求めております。こちらが3年間で3億4,102万4,000円と算定されました。この⑦から⑤を差し引いた額が涌谷町が全国平均より多く交付を見込める額というふうになります。

保険料収納必要額の算出としましては、1号被保険者負担分相当額に先ほどの⑤と⑦、それぞれ差し引きいたします。さらに、今回保険料の増加を抑えるため、基金の取り崩しを1,440万円行うことといたしました。それぞれ計算を行いまして、保険料収納必要額⑨になります。11億6,794万5,000円と算定されました。これが3年間で65歳以上の皆様に納めていただく介護保険料として必要な額となるものでございます。この額を予定収納率、今回は98.5%としました。それから補正被保険者数1万6,468人で割りまして、第7期保険料基準額、年額で7万2,000円、これを12カ月で割りまして月額を6,000円と算定するものでございます。

資料5ページをお開き願います。

こちらは第6期と7期を比較いたしまして、段階ごとの保険料について年額、月額を示したものでございます。表の左から区分としまして、段階ごとに所得要件を載せております。6期と7期では、段階ごとの割合の変更はございません。網かけをしております第5段階が基準額でございます。基準額は、前のページでお示したとおり、6,000円となりましたので、今回、前回の6期の月額5,200円から800円の増加というふうになっております。そのほかの段階につきましては、第1段階の算定率、0.5も載せておりますが、第1段階の軽減措置については、第7期も継続が予定されておりますので、実質としましては第1段階が0.45%、2段階、3段階が0.75%、4段階が0.9%、6段階が1.2というふうに計算されておまして、6段階まで算定されております。

条例では、各年度の保険料率を規定しておりますので、年額の欄で改正額が確認いただけたと思います。第1段階では、年額4,800円増の軽減後の0.45では、年額比較で4,320円、月額で360円の増額、表を見ていただいて、以下第9段階での月額1,360円の増額までそれぞれ段階ごとに額を改正するものでございます。

ページの下にもう一つ表を載せておりますが、こちらは制度として予定されております軽減措置でございます。左の欄、第1段階の0.45につきましては、先ほど説明いたしましたとおり30年4月から適用される予定の低所得の方に対する措置でございます。右側、消費税増額後の対応につきましては、どのような時期に皆減が行われるのか未定でございます。今回は、段階ごとの改正と第1段階の区分に当たる低所得の方への軽減措置について改正をお願いするものでございます。

保険料の算出につきましては、内容は以上でございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、私からは条文についてご説明申し上げます。

議案書は37ページ、新旧対照表は19ページとなります。

初めに、新旧対照表でご説明いたします。同時に今健康課長が説明に使いました定例会資料5ページもごらん願います。

まず、第3条第1項をご説明いたします。第7期の計画期間の平成30年度から32年度の保険料率を第1号から第9号まで各所得階層ごとに改定するものでございます。第1段階から第9段階までの9段階に区分する方式に

つきましては、第6期と同じで改正はございません。次に、第1号は定例会資料の第6期と第7期の比較表の区分の第1段階に該当しまして、年額3万6,000円、第2号は第2段階に該当し、年額5万4,000円、以下同様に第3号は5万4,000円、第4号は6万4,800円、第5号は7万2,000円、第6号は8万6,400円、第7号は9万3,600円、第8号は10万8,000円、第9号は12万2,400円に改正するものでございます。

次に、第2項につきましては、低所得者の軽減強化を第7期も引き続き行うもので、第1項第1号の保険料率を3万6,000円から3万2,400円に3,600円引き下げる特例でございます。

次に、議案書37ページになります。

附則としまして、施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。9番。

○9番（杉浦謙一君） 調整交付金について、お尋ねしたいと思います。

先ほどの説明で、高齢者の数がふえる、そしてまた所得が低いということで、5%以上の交付金の説明をしたと思うんですけども、そのほかに補正率の関係が説明された、ちょっと聞きとれなかったんですけども、いろいろと計算されていると思うんですけども、もう一回よろしければ補正率の計算の、前回3年前は8%台の調整交付金が見込みでありました。8%、次の年度が7%台でずっときていたんですけども、ここに来て高齢者がふえることによって6%台になるということは、一体どういう計算なのかなと思います。本来だったらもう少しふえるのではないかなと思うんですけども、私も事務屋ではないのでその点はちょっと聞いておきたいなと思います。

あと、保険料算定に当たって、一般会計の繰入、前も私も話をしているんですけども、その点ではいかがだったのかなと思います。この2点よろしくお願いします。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） お答えいたします。

調整交付金の額につきましては、定例会資料4ページの先ほど⑥のところの説明いたしましたが、各年度、今ご質問いただきましたとおり、8%台だったものが今回30、31、32は6.85%、6.39%、6.04%となるものでございます。こちらの計算方法につきましては、平均が5%ということですので、今回負担割合となります23%の部分に後期の加入補正係数というものと、所得段階割合加入割合の補正係数というものを掛け合わせまして、そういう算式に基づいて計算されておるところでございます。なぜ8%から6%になったのかということにつきましては、詳細な分析はちょっと手元に持っていないので、所得が低いという、平均よりも低くなっているということ、と高齢者数の増嵩みたいなのがこの算式からは、そういった計算になってしまったというところがございます。

それから、一般会計からの繰入に関しましては、ルールというものもあれなんですけれども、保険料の算定の中には一般会計からの繰入については算定はされません。ただ、説明いたしましたとおり、基金を今回取り崩しを行って保険料の若干の軽減を図ったというところがございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 調整交付金については、全国平均よりも高齢者の数が多くて、なおかつ所得が低いということで平均よりも上回る調整交付金がという話を前回、3年前なんですけれども、説明をされていて、3年前に比べれば高齢者の数も多くなって、所得が今年度、29年度がどのぐらいになっているのかちょっとわかりませんが、先ほど説明では低くなっているという話、所得も低くなっているという話をしていましたから、本来だったら調整交付金の金額が上がるはずだと思うんですけれども、その点では算出的には算式がどういふ算式の、結局は補正係数がどうなっているかというのはわからないんですけれども、その点では腑に落ちないなと思っっているのと、一般会計の繰入というのは、やらない自治体も多いわけなんですけれども、全国的にも料金抑制のための一般会計の繰入というのもやっている自治体もありますので、一概にだめということはありませんし、介護保険法では特に規定はされていないわけで、そういった点ではひとつ考えるべきではなかったのかなと思っっていますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） まず、調整交付金の見込み率、見込額に関しましては、済みません、ちょっと詳細の補正係数を今手元に持ち合わせておりませんが、原因として考えられるものの1つとして、先ほど説明もいたしました第1号被保険者の負担分の相当額ということで計算する際に、前回までは22%ということで1号被保険者の割合を計算しておるんですが、今回制度改正ということで、23%、1号被保険者の負担割合が23%ということに定められたところでございます。その23%というのも、調整交付金の見込み率の計算の中に使っていくものですから、そういったところも算定の中で影響して、思ったよりも調整分が伸びないというか、逆に減ってしまうというふうな率になったというふうに分かるのかなというふうに考えております。

それから、一般会計の繰入の関係につきましては、ほかの自治体というお話もありましたが、涌谷町としましては、財政調整交付金などを活用しながら考えていきたいと、介護保険会計の中で完結させることができるのかなというふうに思っるところでございまして。なお、今後状況を見ながら、保険料についてはご相談してまいりたいと思っます。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論、賛成ですか、反対ですか。ほかにございせんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例に対しまして、反対討論をさせていただきます。

3年前の保険料は、基準額4,000円でありまして、それから5,200円でした。四、五年前から比較いたしまして、66%以上の引き上げと今回なるわけでありまして。先ほど以来、一般会計からの繰入で値上げを抑制するべきだということも考えるべきではないかなと思っます。

この間、介護保険は、要介護者の保険給付外し、要支援1、2と認定された方の訪問介護、通所介護の要介護者の保険給付外しが行われておりました。また、消費税は創設から福祉に使うとされておまして、3%、5%、今8%なんですけれども、税率が変わって改正されましておりますけれども、これが社会保障にどう使われているの

かというのが、甚だ疑問であります。

特別養護老人ホームの要介護3以上の限定、そしてまた高額介護サービス費についても、負担上限の引き上げもそうではないかと思っています。平成27年8月から所得160万円以上の方の利用料が、1割から2割に引き上げられております。ことし8月から年金収入340万円以上の方の利用料も3割負担というふうに引き上げられる予定となっております。いずれにしても必要な介護が保障される、そういった制度となるように期待しております。そういうことで、私の討論といたします。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。

よって、議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

日程13に入る前に、先ほど日程12の議案第14号においての資料2の4ページに、数字の記入に訂正がございますので、これより健康課長よりその説明をいただきます。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 貴重なお時間ありがとうございます。

定例会資料の4ページ、議案第14号資料ということで表をつけてございました。その中の関係なんですけれども、この表、金額の単位を1,000円としておりまして、1,000円の数値で表示しているところですが、最後の⑫、⑬、保険料の基準額、年額、月額を表示につきましては、1,000円単位ですと金額変わってまいりますので、丸3つとっていただいて、こちらのほう72、6というふうにご訂正をお願いいたします。7万2,000円、6,000円ということでゼロが3つ、それぞれ削除ということでよろしく申し上げます。資料訂正よろしく申し上げます。

大変申しわけございませんでした。終わります。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第15号 涌谷町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業等の基準省令の改正に伴い、涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例並びに涌谷町指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の3条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書の38ページから54ページ、それから新旧対照表の20ページから87ページになります。

議案第15号 涌谷町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による改正を受けまして、涌谷町の介護サービスに係る基準を定める3つの条例を改正するものでございます。

改正項目が大変多くなっておりますので、定例会資料2の6ページに改正の概要をまとめておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

左から主な改正の内容、町条例の条項番号、それから基準省令の条項番号、その中で基準省令の括弧内は従と、それから標と参という字が書いてございますが、それは従につきましては、省令に従うべき基準、それから標というものにつきましては、省令を標準とすべき基準、参につきましては、参酌すべき基準となっております。

今回の改正につきましては、全て省令基準の改正に準じて改正を行っております。備考欄には、今回創設されたサービス等の解釈等を記載してございます。

それでは、資料の6ページのまず1番目の定期巡回随時対応型訪問介護看護、これにつきましては、オペレーターに係る基準の見直しが行われておりまして、オペレーターの3年以上の経験について、1年以上に緩和されてございます。これは、町条例の第6条第2項の関係になります。次の②の日中のオペレーターの兼務を認めるということで、これも緩和されております。

次の（2）介護医療連携推進会の開催頻度について、年4回から年2回に緩和されております。

（3）につきましては、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業者は、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないということを明確化する改正を行っております。

次の2、夜間対応型訪問介護につきましても、オペレーター等の基準の見直しと同様でございます。

次の7ページをお開きください。

3の地域密着型通所介護につきましては、共生型地域密着型通所介護ということで、共生型地域密着型サービスの基準を創設しております。それに伴う改正になっております。

4の療養通所介護につきましては、定員の見直しということで、定員数を9名以下から18名以下に引き下げら

れておる改正を行っております。

5の認知症対応型通所介護につきましては、共用型認知症対応型通所介護の利用定員数を1施設当たり3名以下から、1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12名以下に見直しをかけております。

次の6、認知症対応型共同生活介護におきましては、身体的拘束等の適正化ということで、対策を施す検討委員会の定期的な開催を義務づけております。

7の地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、身体拘束、これも同様でございます。それから、地域密着型特定施設へ転換する場合の特例ということで、職員の兼任を認める改正、それから施設の兼用を認める改正を行っております。

次の8ページをお開きください。

8番の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましても、身体拘束等の適正化ということで、同様の改正を行っております。

9の介護小規模多機能型居宅介護、これにつきましてはサテライト型介護看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準が創設されましたので、それに合わせて地方条例についても改正を行っております。

次の10番、その他といたしまして介護医療院の創設に伴いまして必要な文言を追加してございます。そのほか文言の整理、条項ずれに伴う改正を行っております。

次、9ページをごらんください。

第2条といたしまして、地域密着型の介護予防サービスの基準を定めるものでございます。こちらにつきましても、今の地域密着型、さきに説明しました地域密着型サービスと同様の改正が3項目ほど行われておりますので、説明はここは省略させていただきます。

10ページをお開きください。

第3条になります。指定介護予防支援等の事業の基準を定めるものでございます。こちらもさきに居宅介護支援事業所の基準が新しく町におりてきて、定めたわけなんです、介護予防、要支援の方々に対する予防支援事業につきましては、町のほうで基準を定めることとなっておりますので、1番として障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を図るようということを確認にする改正、それから公正中立なケアマネジメントの確保ということで、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを、利用者に説明することを義務づけておるものでございます。

それから、3の医療と介護の連携の強化ということで、入院時における担当ケアマネジャー等の氏名を入院先の医療機関に提供することを義務づけております。

(2)の平時からの医療機関との連携促進ということで、ケアマネジャーが把握した情報等を主治医に情報伝達を行うことを義務づけております。ケアプランについても、主治医にケアプランを交付することを義務づけるような改正を行っております。その他文言の整理、条項ずれに伴う改正となっております。

議案書の54ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第16号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月に交付された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、住所地特例の見直しについて規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、関係法令の改正に伴い、後期高齢者医療制度の住所地特例制度の改正でございます。

議案書は55ページ、新旧対照表は88ページとなります。

初めに新旧対照表でご説明いたします。

第3条第2項から第5項までは、ことし4月からの国民健康保険制度の改革に伴い、住所地特例制度の適用について国民健康保険から後期高齢者医療制度に引き継ぐように法律が改正されました。この改正により、後期高齢者保険料の賦課徴収についても、住所地特例制度を同様に引き継ぐように規定するものでございます。

次に、議案書55ページになります。

附則としまして、施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第17号 涌谷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、昨年7月31日に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められ、施行されたことに伴い、宮城県が改正法に基づいた計画を国に申請し、12月に認定され、当町における重点区域が確定したこと及び黄金山工業団地の地番確定により、所要の改正を行うとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、議案書は56ページになります。

議案第17号 涌谷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例となります。

本条例につきましては、工場立地法で定める特定控除の抑止率につきまして、企業立地促進法地域未来投資促進法に規定する基本計画に定められた重点区域について、工場立地に関する準則等に変えて適用する市町村準則を条例により基準の範囲内で設定するものです。

改正点につきましては、町長の提案理由で述べましたとおり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が昨年7月31日に地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる未来投資促進法に改められ、施行されたことに伴い、新たに宮城県がその改正法に基づいた基本計画を国に申請し、12月22日に認定され、その中で定める当町における重点区域が決定したことによるもの、及び黄金山工業団地の地番確定によるものとなります。

新旧対照表89ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

題目及び第1条につきましては、法律の改正及び条ずれによるものです。

第3条の表内の乙種区域につきましては、改正法に基づく宮城県の計画において、薔薇島工場適地にメガソーラーが立地したことから、重点区域から外れたため削除するものと、丙種区域につきましては、黄金山工業団地の地番確定により8番地系を削除し、8番地5、8番地13を加えるものです。

議案書56ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 涌谷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 涌谷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号から議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第18号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例及び日程第17 議案第19号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま一括上程されました議案第18号及び第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、それぞれの条例にお

いて準拠して定めている占用料の額を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書は57ページから58ページと、新旧対照表91ページから92ページをお開きください。

議案第18号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例と議案第19号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由を一括でご説明申し上げましたとおり、道路法施行令の一部を改正されたことにより、公共物占用料と道路占用料は、道路法施行令に準拠しているため、町条例も同様に占用料の額を改正するものです。

新旧対照表議案第18号の別表で左が改正前、右側が改正後の金額であります。おおむね若干の減額となるものでございます。

続いて、94ページをお開きください。

102ページまでが議案第19号の別表でございまして、道路占用料も同じく占用料の減額と面積に乗ずる係数では、増額となるものでございます。

参考といたしまして、この改正により今年度公共物占用料は、約3万9,000円、道路占用料で8万4,000円、合計で12万3,000円ほどの減額が見込まれるものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

改正の施行期日は、平成30年4月1日から施行する。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、議案第20号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、29年6月に都市公園法施行令が改正され、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、公園のうち運動施設が占める割合の上限を条例で定めることとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書63ページと新旧対照表の103ページをお開きください。

議案第21号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、都市公園法施行令が改正され、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、公園の敷地面積のうち運動施設の占める割合の上限を条例で定めることとなったために、国に準拠し改正を行うものでございます。

議案書64ページにお戻りください。

条例第9条に次の条文1項を加えるものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 直接この改正じゃなくて条例の含みで質問させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） どういうことですか。

○2番（佐々木敏雄君） 実は、私28年6月会議で条例内の改正がされていないということを指摘したんですけども、その別表の改正もなっていないようなんですが、その辺のいきさつ等、もしあればお聞きしたいのと、それから都市公園の今表には児童公園となっているんですけども、その見直しをするように話したんですが、その経過等、もしお話ししていただけるのであればお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） わかりました。建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 議員さんから浅貞山公園が使われていないということで廃止して、健康パークなどを改めて都市公園に指定してはいかがかという意見をいただいております。それを課内等では検討しておりますが、具体的に事業計画まで含めた段階にはまだ至っておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） かなり広大な面積にはなるわけですけども、それで仕様等もある程度計画等に入れなくちゃいけないと思うんですが、見込みというか課内だけの検討で上のほうに案として上げるというか、そうい

う予定とかは全然考えていないのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 涌谷町の都市公園の面積をふやすという考えになりますと、全体的な公園の面積と
かを調査したりとかして、上位計画の都市計画マスタープランや、そのようなものを基準として改めて定めてい
かなければならないと思いますので、ちょっと時間を要するかと思います。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町営淡島住宅内にある応急仮設住宅に入居する東日本大震災の被災者の方が引き続き一般入居を希望
する際の入居要件の緩和等についての規定を加えるため、改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書64ページと新旧対照表104ページをお開きください。

議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、入居者の資格の特例で第6条の2、第1項では町
営淡島住宅内にある応急仮設住宅に入居している東日本大震災の被災者の方が同居する親族がない場合に、引
き続き一般入所を希望する際の入居要件を緩和する条文を1項加えるものと、収入申告等で第18条に加える条文
は、公営住宅法の一部改正により認知症患者等の公営住宅入居者が収入申告をすること等が困難な場合に、事業
主体が官公署における必要な書類の閲覧することにより把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の
家賃を定めることができる条項を加え、次の24条では当該入居者の心身の状況において医療機関等に意見を求め

ることができる条項を加えて改正を行うものとするものです。

議案書64ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号から議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第20、議案第22号 指定管理者の指定について及び日程第21 議案第23号 指定管理者の指定については、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま一括で上程されました議案第22号及び議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っている公の施設、上地区コミュニティセンター及び中地区コミュニティセンターにつきまして、管理期間が満了となりますことから、平成30年4月からの指定について議会の議決を求めるものでございます。

各コミュニティセンターの管理及び運営につきましては、現在指定管理者として、それぞれの地域で設置しておりますコミュニティセンター運営協議会と、よりよい運営の方向性について協議を行いましたところ、指定管理者による管理が最も有効であるという結果となりましたことから、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、引き続き指定を更新することと判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、これまでの3カ年から5カ年とし、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第22号、議案第23号 指定管理者の指定について説明いたします。

議案書は65ページ、66ページになります。定例会資料は11ページでございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にありましたように、現在指定管理を行っております議案第22号の上地区コミュニティセンター、議案第23号の中地区コミュニティセンターにつきましては、本年3月末で期間満了となりますことから、平成30年4月からの指定について議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定につきましては、各コミュニティセンターの管理運営について県と協議してまいりましたが、引き続きそれぞれのコミュニティセンター、運営協議会を指定することが最も有効であるとの結論が出たため、指定を更新することとしたものでございます。

指定期間につきましては、他の公の施設と同様、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより議案第23号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第22、議案第24号 平成29年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億2,092万3,000円を増額し、総額を73億7,271万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきまして、町税では年度末までの見込みとして増額いたし、諸収入においては涌谷町地域振興公社貸付金について、貸付期間満了により返還金を見込んでおりましたが、返済期間を見直し、長期返済計画により本年度償還分の差額を減額いたそうとするものでございます。

その他、事業の確定・確定見込み等に伴い、それぞれ措置いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては3名分で計上しておりました地域おこし協力隊経費ですが、今年度は2名での活動となったことから減額をいたし、基金経費においては1月末までの運用実績により積立額を増額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、涌谷保育園保育委託料について、加算措置が見込まれることから増額いたし、こども園経費では、平成30年度の入園児が決定したことから、不足する備品等の準備経費を増額いたそうとするものでございます。

衛生費においては医療福祉センター運営経費を増額いたそうとするほか、国保病院事業会計負担金及び出資金を増額し、安定した医療環境を確保いたそうとするものでございます。

農林水産業費におきましては、農地集積集約化対策事業等において追加交付がありましたので、それぞれ措置いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、中小企業振興資金融資制度によって、既存企業を支援しているところでございますが、補償料及び利子補給金に不足が見込まれることから増額いたし、土木費におきましては、降雪の状況から除雪経費に不足が見込まれることから増額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、さきの議案でご可決いただきました歴史文化基金の設置に伴い、同基金への積立をいたそうとするものでございます。

その他、事業の確定や今後の見込みによりそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 稔君） 総務課長より順次説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、議案第24号 平成29年度涌谷町一般会計補正予算、予算書の64ページ、65ページをお開き願います。

まず、人件費からご説明いたします。

64ページ、給与費明細書、1、特別職でございます。この表の下の方、比較のところを見ていただきたいと思います。その他特別職の報酬で2万円の増につきましては、主に行政区長の報酬で世帯数の増加によるものでございまして、長等の給料で23万7,000円の減につきましては、教育長の交代によるものでございます。

続きまして、65ページ、一般職でございます。（1）総括の比較で給料の減につきましては、年度途中で退職した職員に係る分でございます。職員手当で385万6,000円の減につきましては、手当の内訳を見ていただきたいと思います。時間外手当では税務総務費や社会福祉総務費において、今後の事務量により増額が見込まれましたが、各課における年度末までの見込みを確認し、減額となったものでございます。また、勤勉手当の274万円の減額につきましては、人事院勧告により勤勉手当の支給率は引き上げられましたが、病気休暇等で期間率の除算の対象となった職員の勤勉手当について今回減額しようとするものでございます。

それでは、6ページ、7ページにお戻り願います。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） それでは、第2表繰越明許費でございます。年度内に事業が終わらない見込みであることから、2件総額5,955万6,000円の明許繰越をお願いするものでございます。

なお、6款1項では農業振興地域整備計画見直し業務、8款2項道路新設改良事業では、主に補助事業として笹岳山線道路改良事業、単独事業として沢一補線道路改良事業に係るものでございます。

7ページでございます。

第3表地方債補正でございます。1、地方債の追加、減収補填債を新たに追加いたそうとするものでございます。法人税割につきまして、普通交付税算定額と実収入見込額に差が生じる場合、発行できるもので元利償還について後年度に交付税措置される優位な地方債となっております。大崎地域消防庁舎整備事業ほか2事業に充當いたそうとするものでございます。

2、地方債の変更でございます。それぞれ事業比の確定見込み及び国の補正予算事業分により増減いたそうとするものでございます。追加、変更合わせて総額1,830万円の減額をいたそうとするものでございます。

10ページ、11ページ、歳入にまいります。

○税務課長（熊谷健一君） 1款町税1項個人町民税滞納繰越分120万円の増額。法人町民税現年課税分1,300万円の減額。2項固定資産税現年課税分1,500万円の増額。固定資産税滞納繰越分750万円の増額。3項軽自動車税現年課税分130万円の増額。軽自動車税滞納繰越分40万円の増額。4項町たばこ税300万円の減額。これは全て年度末までの見込みで増減するものでございます。終わります。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） 6款1項1目地方消費税交付金2,339万9,000円の増額ですが、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 12款1節①さくらんぼこども園利用負担金220万円の減額と②涌谷保育園利用負担金36万円の増額は見込みによる増減でございます。理由といたしましては、それぞれの在園児の児童数の増減と、保護者の所得の増減による負担金の変更です。③は確定による減額でございます。⑥他市町村受託保育利用負担金297万2,000円の減額は、見込みによる減額でございます。当初8人分を見込んでおりましたが、1人分に変更となっております。1節②は見込みによるものです。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 13款使用料及び手数料①行政財産使用料15万円の増額及び②行政財産一時使用料16万6,000円の増額につきましては、確定見込みによるものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 4目農林水産業使用料①農村環境改善センター使用料、②農村環境改善センター冷暖房使用料につきましては、年度末見込みによる4万7,000円の増額となっております。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 1節①小中学校使用料1,000円の増につきましては、実績によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2節幼稚園保育料89万6,000円の減額は、見込みによるものです。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3節公民館使用料、①公民館使用料、②公民館冷暖房使用料につきまして合わせて22万5,000円の増につきましては、年度末見込みによるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

4節資料館使用料、5節体育施設使用料、6節くがね創庫使用料、以上につきましては、それぞれ年度末見込

みにより、各それぞれ増減をするものでございます。以上です。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 14款国庫支出金1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金13万1,000円の増額、次の13節低所得者介護保険料軽減負担金10万2,000円の減額ですが、それぞれ確定等によるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、⑭社会保障税番号制度システム整備費補助金で119万1,000円の増額でございますが、マイナンバーカードに係る住民情報システム改修分として内示がありましたことから、増額いたすもので、補助率につきましては、10分の10でございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 6節⑥子ども・子育て支援交付金128万円の増額ですが、12月に実施しました八雲学童クラブの床の改修、その他対象経費の増額による交付金を見込むものです。⑨児童虐待対策総合支援事業補助金126万2,000円の増額ですが、本年度子ども家庭支援拠点を設置したことにより、子ども家庭支援員の人件費等に対して補助金が認められたため、新たに計上いたすものです。補助率は約2分の1です。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 16ページ、17ページになります。

1目総務費委託金①自衛官募集事務委託金と④中長期在留者居住地届け出等事務委託金の補正については、交付決定によるものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 15款県支出金1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金91万3,000円の減額、次の12節後期高齢者医療保険基盤安定負担金57万円の減額、次の15節低所得者介護保険料軽減負担金5万1,000円の減額ですが、それぞれ確定等によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 1目総務費県補助金②消費者行政活性化事業補助金10万3,000円の減ですが、事業費の確定によるものです。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） ⑧バス運行維持対策費補助金3万1,000円の増額につきましては、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 4節⑳少子化対策支援事業補助金8万8,000円の減額は、事業の確定による減額です。㉑子ども・子育て支援交付金128万円の増額ですが、さきにご説明いたしました国庫支出金と同様に、県支出金につきましても増額を見込むものです。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 18ページ、19ページでございます。

4目1節①農業委員会費補助金ですが、追加の内示により43万3,000円増額するものです。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 同じく②については、見込みにより増額するものです。③から⑦までは確定による増減でございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 1節④学び支援コーディネーター等配置事業補助金181万3,000円につきまして、予算の組み替えによる増額でございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3節社会教育費補助金、⑪協働教育プラットフォーム事業補助金、それから⑫宮城県放課後子ども教室推進事業補助金、それぞれ52万6,000円、132万9,000円の増になっておりますが、こちらにつきましては平成29年度当初予算に委託金として計上しておりましたが、補助金へ組み替えするものでございます。こちら従来委託金として精算払いを行っていたものですが、県で会計検査員から概算払いにすべきとの指

摘を受け、今回委託金から補助金へ変更するものです。一番下の協働教育プラットフォーム事業補助、それから子ども教室推進事業委託金が補助金へ組み替えするものでございます。

○町民生活課長（高橋由香子君） 1目総務費委託金⑧人権啓発活動費委託金と、①人口動態調査の委託金の減額ですが、それぞれ交付決定によるものです。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 1節⑥学び支援コーディネーター等配置事業委託金181万4,000円の減額につきましては、先ほど生涯学習課長が説明したとおり、同じ理由でございますが、県の指示により今回委託金については減額して組みかえたという内容でございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 20ページ、21ページをお開き願います。

16款財産収入②土地一時貸付料6万1,000円の増額につきましては、普通財産貸付料の確定見込みによるものでございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（森 太秀君） 2目利子配当金につきましては、それぞれ各基金の1月末までの運用利息の増額でございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 17款寄附金①一般寄付金で308万円の増、②ふるさと納税で360万円の減額でございますが、年度末までの見込みにより増減いたすものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） ②教育費寄附金でございます。1万2,000円の増額でございますが、JAみどりの祭りの売り上げの一部を寄附いただいたという内容でございます。終わります。（「指定寄附金」の声あり）

○建設課長（佐々木竹彦君） 2目指定寄附金、総務課となっておりますが、建設のほうでご説明します。

10万8,000円の減額は、NTTドコモ様から支部へ災害公営住宅前の集会所広場に遊具等の寄附を受けたもので、額の確定によるものでございます。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 18款繰入金①宅地造成事業特別会計繰入金でございます。135万4,000円の増額でございますが、涌谷町宅地造成事業特別会計の閉鎖に伴う精算による繰入金となっております。終わります。

○企画財政課課長補佐（森 太秀君） 2項1目財政調整基金繰入金6,700万円の増額につきましては、今回の補正で不足する財源として繰入いたそうとするものでございます。

22ページ、23ページになります。

3目ふるさと涌谷創生基金繰入金3,169万7,000円の増額につきましては、対象事業の確定及び財源組み替え等による繰入金の増額でございます。本予算可決後の残高は、2億2,717万8,000円となる見込みでございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 次、①震災復興基金繰入金14万8,000円の増額につきましては、中小企業振興資金貸付利子補給補助金の増額による財源として繰り入れするものでございます。終わります。

○税務課長（熊谷健一君） 20款諸収入①延滞金430万円の増額でございますが、年度末までの見込みでございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（森 太秀君） 2項町預金利子7万4,000円の減額につきましては、確定見込みによるものでございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） ①地域振興公社運転資金貸付金返還金2,700万円の減額についてご説明いたします。こちらは平成19年度から貸し付けしておりました運転資金貸付金3,000万円につきましては、一括償還が困難な状況であることから、年度末に同額の貸付と返済を繰り返し、公社の債務額が減少していない長期固定化が続いているところでございます。この件につきましては、昨年実施されました個別外部監査結果におきましても、返済計画を策定するなどの再考を要するところのご意見をいただいているところでございます。このことから、今後の返済についてですが、平成29年度で貸付金満了となりますが、公社と協議した結果、一括返還が難しい状況であるため、平成29年度におきましては返済可能額300万円を返還し、差額2,700万円につきましては、今後公社と協議して策定いたします返済計画に基づいて、平成30年度以降5年間において返済をお願いするものでございます。なお、返済計画の策定に当たりましては、公社の決算期が5月であることから、現段階で平成30年度の返済額を見込むことが難しいため、5月決算期に合わせて今後作成いたし、また平成30年度予算の貸付金返還金につきましては、一般会計が現金主義予算であることから、返済計画を策定し、返済額が確定後の6月会議において補正するものでございます。また、債権管理につきましては、貸借契約上で管理してまいります。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 奨学資金貸付金元利収入②未収繰越分106万3,000円の増につきましては、実績によるものでございます。3目1節給食費徴収金①学校給食費徴収金211万1,000円の減額につきましては、年度末までの人数の確定により今回減額するものでございます。②の未収繰り越し分14万7,000円につきましては、3月末までの見込みによる増額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 24ページ、25ページをお開きください。

1節雑入③さくらんぼこども園給食費徴収金80万円の減額ですが、今後の見込みによるものです。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） ⑪ハトムギ茶頒布代330万円の減額でございますが、前回昨年度の実績を考慮し、製造分半数としたことにより、相当分を減額するものでございます。⑮中小企業進行資金貸付補償料補給補助金返戻金67万8,000円の増額でございますが、今年度より貸付利率を2.0%から1.7%に引き下げたことで、借りかえ等を行う方がふえました。その結果、繰上償還した分の補償料の返戻金でございます。終わります。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） ⑱宮城県市町村振興協会市町村交付金46万円の減額につきましては、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） ⑲高齢者生活支援ハウス利用料につきましては、41万4,000円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものです。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） ⑳広告掲載料5万1,000円の増額ですが、確定見込みによるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の㉑町村職員研修受講助成金38万2,000円の増ですが、宮城県町村会が行う職員研修受講助成金で交付対象の研修事業に参加した5名分の経費の助成を受けるものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） ㉒文化財関係等書籍頒布代18万5,000円につきましては、年度末見込みによる増をお願いするものです。1つ飛びまして㉓体育施設広告掲載料1,000円の減額につきましては、年度末見込によるものでございます。以上です。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） ③教育施設公衆電話使用料4万円の減額につきましては、3月までの見込みによるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） ④前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金2,087万9,000円の増額ですが、平成28年度療養給付費負担金の精算により返還を受けるものでございます。次の過年度収入②低所得者介護保険料軽減負担金精算交付金1万2,000円の増額ですが、平成28年度の精算により交付されるものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） ②過年度受託工事負担金は、生栄巻大橋補修工事に伴い、水道管支持金具取り付け工事を受託し、額が確定したことにより148万8,000円の増額をお願いするものです。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 1節弁償金①原子力発電所事故賠償金でございますが、汚染稲わら牧草の管理委託分でございます。前年度実績に基づいて交付されるものでございます。昨年度までは専決でお願いしておりましたが、本年は間に合いましたので、補正で75万6,000円をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課長（森 太秀君） 21款町債につきましては、先ほど第3表の補正でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

歳出にまいります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

引き続き歳出の説明をお願いします。

○議会事務局長（高橋 貢君） 歳出となります。

資料28、29ページをお開きください。

1款議会費細目2議会管理運営経費9節旅費24万円の減、10節交際費2万円増、11節需用費25万円減、13節委託料30万円の減でございますが、いずれも今後の見込みによるものでございます。以上です。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款総務費細目2の一般管理経費、13節①委託料、ふるさと納税事務委託料で130万円の減額でございますが、ふるさと納税の歳入減を見込みましたことから、受け付け、発送等の事務委託料につきましても減額をいたすものでございます。次の細目3職員研修経費、次のページ、細目2の庁舎管理経費につきましては、それぞれ年度末までの見込みによるものでございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 細目1企画調整経費9節普通旅費11万円の減額でございますが、年度末までの見込による減額でございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 細目4情報化推進経費で48万3,000円の増額でございます。12節手数料の減につきましては、契約差金によるものでございまして、13節委託料①住民情報システム改修業務委託料109万1,000円の増につきましては、歳入の国庫補助金で説明いたしましたマイナンバーカードに係るシステム改修に

よる増でございます。14節及び19節につきましては、契約差金及び負担金の確定による減でございます。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 細目9地域おこし協力隊事業費388万6,000円の減額でございますが、当初3名分で計上しておりました協力隊経費ですが、今年度は2名での活動となったことから、1名分の必要経費を減額するものでございます。また、消耗品費13万3,000円の増額につきましては、協力隊の活動経費を予定しております。なお、協力隊に要する経費につきましては、1人当たり400万円上限に特別交付税による財政支援を受けております。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の細目1行政区長関係経費につきましては、人件費で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

細目1の交通安全対策経費、次の職員福利厚生経費につきましては、年度末までの見込み及び事業の確定による増減でございます。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 細目1コミュニティ事業経費で401万1,000円の減額でございますが、13節委託料及び16節原材料費につきましては、ハトムギ茶製造に係る経費でございますが、製造分を半数と減じたことによる減額となっております。19節④補助交付金につきましては、確定及び年度末までの見込みにより減額するものでございます。終わります。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） 12目財政調整基金費13目減災基金費につきましては、それぞれ運用利息分の積立でございます。本予算可決後の基金残高は、財政調整基金が6億6,917万1,000円、減災基金費につきましては、3億1,344万3,000円となる見込みです。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 34ページ、35ページをお開き願います。

細目3町葬経費36万4,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 15目消費者対策費、普通旅費、消耗品費、備品購入費の減額ですが、事業の確定によるものです。終わります。

36、37ページになります。

細目3人権啓発経費、消耗品3万3,000円の減額ですが、事業確定によるものです。終わります。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 細目10住宅土地統計調査につきましては、支出科目の組み替えでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 3款民生費1項1目細目3国民健康保険対策経費28節繰出金222万7,000円の減額ですが、国保会計への繰出金で、確定または今後の見込みによるものでございます。次の3目介護保険対策経費28節繰出金279万5,000円の減額につきましては、介護保険会計への繰出金で、今後の見込みによるものでございます。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 38ページ、39ページとなります。

細目6介護サービス事業費19節負担金補助及び交付金、老人保健施設事業会計負担金として24万3,000円の補正をお願いいたしますのでございますが、基礎年金拠出金、公的負担経費に対する特別交付税分の確定により増額をお願いするものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 細目7 後期高齢者医療対策経費28節繰出金89万5,000円の減額ですが、後期高齢者医療保険会計への繰出金で、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 細目6の障害者自立支援費でございますが、委託料自立支援システム改修業務委託料54万円の増額につきましては、平成30年度からの障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修費でございます。負担金補助及び交付金、障害者拠点施設整備事業補助金でございます。54万2,000円の減でございますが、共生の森への下水道接続工事の補助金に差額が生じたので、残額を減額するものです。以上です。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 細目4 保育委託経費13委託料保育委託料353万9,000円の増額につきましては、涌谷保育園への委託料で保育士処遇改善加算のチーム保育加算につきまして、園から申請があり、県と協議いたしましたところ、認められましたので計上いたすものです。なお、このことの国県の交付金につきましては、実績報告にて処理いたすとのことで、30年度交付となります。常任委員会で31年度交付と申しましたけれども、訂正させていただきます。30年度の交付となります。細目2 児童館運営事業経費11節需用費から13節委託料12万7,000円の減額につきましては、旧小里幼稚園での学童クラブ分の減額と今後の見込みによるものです。

次のページをお開きください。

細目3 児童館施設整備費15節工事請負費24万8,000円の減額につきましては、12月に実施されました八雲児童館床改修工事の契約差金でございます。細目3 子ども園経費、4節共済費11万2,000円の減額と賃金500万円の減額につきましては、年度内の臨時職員の退職、採用による増減でございます。11節需用費⑤光熱水費15万円の減額、賄い材料費250万円の減額につきましては、今後の見込みによるものですが、賄い材料費は当初見込んでおりました人数より食数が減少いたしましたこと、それからインフルなどの児童、教諭の欠席がありましたことによる影響でございます。12節役務費19万円の減額につきましては、それぞれ確定による減額でございます。18節備品購入費65万6,000円の増額につきましては、来年度の3歳未満児の新規入園児童が増加しますことと、古いものの更新をいたしたいので、必要なカート4台、机1台、椅子7台を購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 42ページ、43ページをお開きください。

4款衛生費1項2目結核予防経費13節委託料54万3,000円の減額ですが、結核等検診の実績によるものでございます。

次の疾病予防対策事業経費13節委託料224万5,000円の減額につきましても、各種検診の実績によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 1目じんかい処理費委託料16万2,000円の増額ですが、町内一斉清掃汚泥処理業務委託金の残額を減額するものです。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 4項1目2 医療福祉センター管理経費130万2,000円の増額をお願いするものでございますが、内訳といたしまして11節需用費の③燃料費、これは重油の単価アップにより95万5,000円の増額。⑤光熱水費並びに⑥修繕費につきましては、それぞれ年度末までの見込みによる補正増をお願いするものでございます。

次に、3目病院費1病院対策経費として1億7,158万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳として19節負担金補助及び交付金として9,153万7,000円の補正でございます。この内訳として、まず交付税の措置留意分ですね、基準内繰り出しとして内訳は基礎年金拠出に係る経費、共済追加費用の負担に要する経費、救急医療の確保に要する経費、合わせまして199万1,000円となります。

次に、基準外の繰り出しの項目といたしまして、医師等確保対策に要する経費としては、1,307万4,000円、建設改良に要する経費の中で企業債償還の利子分3条予算でございますが、647万2,000円、それで病院事業会計の補正でも説明いたしますが、今回外来の業務量の見直しを行う予定としております。その外来収益見直しに伴います収益減の財政措置として7,000万円、合わせて9,153万7,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、24節投資及び出資金につきましては、病院事業会計の4条予算、資本的支出の項目の中の企業債償還金の元金に対しての財源措置として8,004万5,000円をお願いするものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 44ページ、45ページをお願いいたします。

6款1項1目委員会運営経費、普通旅費ですが、年度末見込みにより71万3,000円を減額するものです。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 3目1農業振興対策事業費旅費については、今後の見込みにより減額するものです。

19の負担金補助及び交付金は、それぞれ額の確定によるものですが、④の川崎市民祭り実行委員会補助金については、決算の結果105万2,964円を返還することとなったため減額をお願いするものです。

次、細目1畜産振興事業費については、選抜されなかったことによる負担金の減額でございます。

次の農地事務費については、確定により組み替えをするものでございます。

46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。

細目2の農地整備事業費でございます。13節①委託料につきましては、契約に伴う確定による減額でございます。

19節負担金補助及び交付金①につきましては、契約締結による事業費の確定による負担金の減額となるものです。④につきましては、事業費確定による減額でございます。

それから細目3農業用排水路整備事業費、19節負担金及び交付金でございますが、それぞれ確定でございますけれども、①の基幹水利については大谷地の揚水機場が当初1,900万円を予定しておりましたが、250万円の事業を行ったものでございます。

次の石仏広場管理経費でございます。確定によるものでございます。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 細目2農業集落排水事業費です。28節操出金につきましては、農業集落排水事業特別会計の操出金で、確定見込みによるものでございます。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 次の水田農用構造改革対策経費でございますが、会議欠席者の減額でございます。

次のページ、48ページ、49ページをお開きいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金でございますが、歳入でもご説明したとおりで、交付決定に基づき減額をするものでございます。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 7款商工費1商工業振興対策経費、19節負担金補助交付金、④補助交付金

で、207万円の増額でございますが、振興資金の貸付利率の引き下げに伴いまして、利用者増に伴い3月までの見込みとして増額をお願いするものです。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 8款土木費、道路台帳整備事業費13節委託料は、契約差金により11万7,000円を減額するものです。

次のページ、50、51ページをお開きください。

道路維持補修事業で工事請負費の73万1,000円の減額は、起債事業に係る工事費の契約執行残額です。

除雪費借り上げ料は、今年度除雪等に要する費用に不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

続いて、道路新設改良事業費ですが、委託料で185万1,000円の減額は、事業間の額の確定による減額でございます。工事費は起債等に係る工事の執行残によるものでございます。

次のページをお開きください。

○上下水道課長（平 茂和君） 3項都市計画費細目1下水道建設事業費でございますが、28節繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金への繰出金でございますが、125万8,000円の減額を見込むものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続いて、1目住宅管理費15節工事請負費で沢住宅解体工事の契約残額と、歳入でもご説明したNTTドコモ様からの寄附の工事費が確定になったことにより減額となるものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次のページ、52ページ、53ページをお願いいたします。

9款消防費細目1非常備消防経費で30万円の減額でございますが、それぞれ年度末までの見込みにより減額いたすものでございます。

次の消防施設維持管理経費19節①電波利用負担金で1万3,000円の増額でございますが、昨年の10月に電波利用料の改定がありましたことから、増額をお願いいたすものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 10款教育費細目2の事務局経費でございます。

8節報償費②の記念品につきましては、小中学校の入学の記念品でございます。報償費から20節の扶助費までの額の確定によるそれぞれ増減でございます。

次のページをお開きください。

細目3奨学資金貸付事業経費につきましては、額の確定による減額でございます。当初対応予定数としまして、当初予算に10人と想定して計上しておりましたが、3人の決定にとどまりましたことから、今回減額いたそうとするものでございます。

細目4の遠距離通学対策経費につきましては、今後の見込みによる減額でございます。

次に、細目2小学校管理経費でございます。7節②臨時事務職員賃金につきましては、特別支援補助員1名の退職により52万6,000円の減額、それから修繕料23万2,000円の増額につきましては、涌谷第一小学校の女子トイレの配管修繕、それから第一小学校でございますが、校舎の東西両側に防犯灯がございますが、その灯具の修繕を行うもの、それから月将館小学校の火災報知器の修繕の3つの内容で予算をお願いしてございます。

次に、細目3小学校施設整備費258万円の減額につきましては、契約差金でございます。細目1小学校教育振興経費につきましては、今後の見込みによる増額でございます。

次のページ、56、57ページをお開きください。

中学校教育振興経費でございます。燃料費は今後の見込みにより増額、委託料は検診委託料の確定による減額でございます。備品購入費15万7,000円につきましては、涌谷中学校ソフトボール部が昨年秋の新人戦におきまして、県大会優勝ということございまして、春に東北大会出場となりますことから、ヘルメットそれからキャッチャーのレガースなどを購入いたそうとするものでございます。

次に、細目2幼稚園管理経費でございます。賃金②臨時事務職員賃金につきましては、臨時教諭の確保ができませんでしたことから、減額するものでございます。ただし、内部の配置において対応はしたという結果になってございます。需用費の増につきましては、3月までの見込みによる増額でございます。

それから、13節①の委託料につきましては、民間の人材バンクから教諭派遣を委託いたそうとするもので、9月補正で計上をいたしたところでございますが、教諭の確保には結びつきませんでしたので、今後確保できたときの委託料を残し、減額いたそうとするものでございます。

次のページをお開きください。

細目4預かり保育事業経費でございます。7節②臨時事務職員賃金につきましては、臨時教諭の確保ができませんで、減額するものでございます。ただし、支援員と教員の配置を動かしましてそれで対応しているということでございます。

次に、15節①工事請負費でございます。南幼稚園の預かり保育の教室において、給湯器を設置するほか、あわせてガス配管の工事を含む内容でございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 5項2目公民館費、細目2公民館運営経費の24万8,000円の減額でございますが、13節委託料、それぞれ婚活事業委託料、窓清掃業務委託料、それぞれ事業終了確定によるものでございます。それから、3目の細目3の図書室整備事業費、11節需用費消耗品の40万円の増でございますが、4月にオープンを予定しております図書室の新刊図書の購入経費としてお願いするものでございます。

3目文化財保護費細目1の文化財保護経費、それから細目2の歴史公園管理経費、それぞれ年度末見込みによるもので補正増をお願いするものでございます。

次の60ページ、61ページをお開きください。

細目3の歴史文化基金管理経費600万円の増額でございますが、きょう午前中にお認めいただきました歴史文化基金への積立金として今回お願いするものでございます。以上です。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 細目2給食センター運営経費でございます。需用費③燃料費につきましては、3月までの見込みを計上させていただいております。⑦の賄い材料費211万1,000円の減額につきましては、インフルエンザ等の影響もございましたが、人数の確定により減額いたそうとするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3目細目1の体育施設管理経費69万1,000円の減額でございますが、B Gの体育館の耐震診断業務委託料でございます。こちら、契約終了による差金による確定によるものでございます。以上です。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） 62ページ、63ページをお開きください。

14款予備費350万9,000円の増額につきましては、歳入歳出の差額調整及び今後の除雪経費並びに各施設の緊急

修繕等の対応経費分として増額いたそうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で議案第24号 平成29年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑でございますが、ここでは行わず、各予算の款項において質疑を行いますので、ご了承いただきたいと思ます。

それでは、6ページ、第2表繰越明許費、7ページ、第3表地方債補正について質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 6ページの繰越明許の道路橋梁費、道路新設改良事業で5,500万円を繰り越すんですけども、これ場所とか、具体的内容というんですかね、建設課長。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） まず、道路新設改良事業の工事箇所ということで、企画財政課のほうからご説明ありましたけれども、笹岳山線の道路改良工事に2,581万2,000円でございますが、前払金を払っておりますので、1,291万2,000円を繰り越します。それから、吉住長根線の道路補修工事でございます。舗装の打ちかえ工事で、1,047万4,000円、延長約250メートルを繰り越すものでございます。それに、大谷地線と笹岳山線の用地費214万円、合計で2,552万6,000円でございます。単分といたしまして沢1号線の道路改良工事2,532万6,000円、それから蔵人沖名7号線、薬王堂前の道路改良工事でございますが、297万円、合計で3,029万6,000円、合わせて5,582万2,000円を繰り越すことになったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 課長もう一度お願いします。

○建設課長（佐々木竹彦君） 笹岳山線が1,291万2,000円、それから吉住長根線が1,047万4,000円、それから用地費のほうで大谷地線と笹岳山で214万円、合計で2,552万6,000円でございます。沢1号線が2,532万6,000円、それから蔵人沖名7号線が297万円でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 森財政班長。

○企画財政課財政班長（森 太秀君） 内容についてご説明申し上げます。

交付金補助事業分といたしまして、笹岳山線道路改良工事1,291万2,000円、吉住長根線の工事といたしまして1,047万4,000円、用地費といたしまして214万円、単独事業にまいります。沢1号線の改良工事といたしまして2,532万6,000円、蔵人沖名7号線の改良工事分といたしまして297万円、沢1号線の用地費といたしまして200万円の合計5,582万2,000円となっております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） たしか昨年もだったんですけども、何でこう当初で予算とって、年度内にできなくて、3月に来て繰り越すということですね。計画的にやっていたら、こんなにお金翌年度に繰り越すことなくできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のスケジュール管理というか、そういったのはどうなっているのかと。ちょっと怠けているとは言いませんけれども、仕事の要領が悪いというか、もったきちんきちんとできない原因は何なんですか、人が足りないの、それとも時間が足りないの。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 予算で確保していた事業に着手するまでに、関係地権者との交渉、それから詳細な設計内容を詰めていきますと、どうしても工事発注までに時間を要した次第でございます。確実な事業推進に当たっては多分1年前に設計がすっかり完成して、次の年に工事を発注するのがいいと思うんですけども、今回の場合、委託料と工事費を同時に計上しておりますので、前倒しの意味もあったわけですけども、実質はやはり工事の事業にはなかなか着手できなかった状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 聞けば言いわけみたいにしかな聞こえないんですけども、委託と工事費を一緒に計上したからどうしてもおくらせてしまうというんだったら、やっぱり委託は委託で前年度できちんとやって、工事費の額を確定させて、予算を置くべきじゃないですかね。予算管理から言えば。幾らになるかわからないのを結局委託料と工事費と一緒に載せるというのは、何か合理的でないような気がするんですけども、この辺改善といいますか、そういう余地はあるんでないかなと思いますので、副町長ぜひ予算管理、進行管理というんですかね、そういったのをきちんとすべきじゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 繰越明許費につきましては、職員には十分きちとした理由がなければ繰越明許はできないんだぞということはお話しはしているんですけども、先ほど課長のほうからもありましたけれども、用地にかかわるものについては、対町民の方々、それから工事については入札の落札がなかなかできないといういろんな問題が出てきてまして、今回このような形になりました。今後は、できるだけ計画的に事業を年度内に完成するように指導してまいりたいと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 8番と同じようになりますけれども、繰越明許費の農業水産業費の件で、これも全額繰り越しているわけですけども、年度内の進捗率と完成の時期がいつなのかをお願いします。年度内の支払いは全然生じなかった理由もあわせてお聞きしたいとおもいます。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） おくれた理由につきましては、圃場整備事業と同時進行で進めてまいりましたことから、地権者の調整、それから県との調整等に時間を要してしまったものでございます。見込み、現在の進捗状況ですが、成果品についてはほぼ完成はしておるんですが、県との調整がまだついていないところでございます。県が会議を開く時期が年2回程度となっておりますので、半年程度おくれるものと見込んでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

次に、歳入でございますが、歳入は一括質疑となります。

10ページ1款町税から、22ページ20款諸収入までご質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 寄附金、一般寄附についてのふるさと納税でお伺いします。

減額になった理由何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ふるさと納税の減額でございます。当初で960万円見込んでおりましたが、今回の減額をお願いしたわけでございますが、理由といたしましてということですが、あくまでも寄附でございますので、こちらから何らかの働きかけというのとはできないとは思いますが、ただふるさと納税の制度的なものとして返礼品というものが納税される方については、魅力的なものがあるというふうに考えております。決して返礼品を新規のものを開拓していないとか、そういったことではありませんので、これにつきましては30年度につきましても、いろいろな返礼品を考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 前も私一般質問して返礼品は義務的なものではないんですが、町の活性化のためには反対するものではございませんけれども、町外の職員からの協力はもらえないのかという質問もした経緯があるんですが、その辺は検討とか何か不都合な点があったのかどうか、その辺をお伺いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） あくまでも寄附でございますので、こちらから強い働きかけというのとはできないわけですが、町外から来られている職員につきましては、おおむね寄附をいただいているというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 30年の施政方針にもあらゆる手法による資金調達ということですので、是非その辺も少額ではあるかもしれませんが、努力されることが必要かと思います。

それで、もう一つなんです、町長がその際に地位利用に当たらないようにというようなことで回答いただいた記憶があるんですが、その辺地位利用は何を意味して話されたのか、もし記憶があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 町外の方々からいただいた件ですが、実際例えばですよ、きょうここに議員さん方おられますけれども、家族が町外で生活していますよね。その際にその家族の方が町を応援するという事ないですか。私の娘は町に寄附しています。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳出に入ります。

28ページから29ページまで、1款議会費1項議会費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

28ページから35ページまで、2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。3番。

○3番（佐々木みさ子君） 佐々木です。31ページなんですけれども、先ほど説明いただきました地域おこし協力隊事業費のところ、当初では1,188万6,000円、国のほうからの交付金ということをお話しいただきました。ただ、その下に7節賃金で、嘱託賃金、地域おこし協力隊賃金とあります。これは当初で720万円になっていきますけれども、2名の採用で今年度は行われたということなんですけれども、9番に書いてある協力隊事業費

と書いてあって、また7節④の嘱託賃金と書いてあって、ここで差額が出ているわけなんですけれども、事業費に関してお聞きしたいと思います。事業費、大きな事業というのは、どんなことをやったかまずお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 木村企画財政課長補佐。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 先ほど地域おこし協力隊事業費の減額ということなんですが、388万6,000円、全てトータルの金額ということでお話しをさせていただいたところなんですが、うち賃金ということで1人分240万円、これは月で直すと20万円の分を今回減額したというところでございます。

次に、協力隊の本年度の事業の内容になりますが、協力隊の事業といたしましては、涌谷町の資源を活用したわくわく涌谷発見ツアーということで、いろんな涌谷町内の生産者の方々にご協力いただいて、町内外から広く来ていただいて、町の特産品をPRしたというところでございます。そのほかに、町の金のいぶき、玄米食がありますが、そちらのほうを使った甘麴とか、あとアイスクリーム、そういったものも今研究してつくっているところでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 地域協力隊の丹治さんとかのいろんな活動をしているのを私も見て、知っています。ただ、やはり先ほど来出ています予算に対して、せっかく地域協力隊2名、ことしといいますか、今のところ2名で活動していただいています。せっかく地域おこしで活性化を促しているものですから、できれば計画に沿った事業内容をきちっと立てていただいて、地域おこしをやっていただくべきではないかなと思います。その辺で今後また今年新しいところで、このような予算計上をした場合に、全額できれば地域おこしのために、せっかくなので使っていただけるよう地域おこし協力隊の方たちにはこれからも一所懸命やっていただきたいなと思いますけれども、今後地域おこし協力隊3名にしていくかとは思いますが、昨年度計画していた事業の中でやらなかった事業というのがあるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 木村企画財政課長補佐。ただいま今年度、29年度ということですよ。

○企画財政課課長補佐（木村 治君） 昨年度実施いたしました輝く郷土まちづくり事業で農業分野で特産品、宮城大学と研究のほうをさせていただいたが、本年度につきましては、それがちょっと実施できなかったというところもございまして、来年度はその辺を踏まえて新たな特産品となり得る農作物を協力隊と一緒に、農業関係と協力して今後実施していきたいとは考えているところでございます。

そのほかにも、協力隊の方々から活動計画ということで来年度の活動計画を出していただいているところでございますので、それについても今後町として協力していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

34ページから35ページまで、2項徴税費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、34ページから37ページまで、3項戸籍住民基本台帳費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

36ページから37ページまで、5項統計調査費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、36ページから39ページまで、3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、38ページから41ページまで、2項児童福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 40ページから43ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 42ページから43ページまで、2項清掃費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく42ページから43ページまで、4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） センター費のうち燃料費なんですけれども、95万5,000円の補正計上、これは冬場寒かったので、重油を余計使ったということでの補正だと思えるんですけれども、重油の単価なんだけれども、ほかの天平の湯とかに聞くともっと単価安いんだけどなということを知ったけれども、そういったことで共同購入とかの検討はしてみたんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 医療福祉センター費の需用費の中の燃料費に対するご質問でございます。

燃料費、当初予算においては1リットル当たり単価50円で積算したところ、現在のところ1リットル当たり70円の請求になっておりまして、20円ほど上がっているというふうなところが今回の補正の一番の要因でございます。使用料につきましては、昨年と大体同等程度の使用料になっているところでございます。それで、共同購入はどうなのかというふうなところでございますが、これは町1本で購入しているというふうなところではあります。ただ、その中に地域振興公社が含まれているか、含まれていないかまではちょっと私把握はしておりません。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 事情はわかりましたけれども、今後もそういったことで検討をする、してみるつもりはあるのか、ないのか、執行部のほうから伺いたいですけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 公用車のガソリン、それから重油、それから灯油等については町1本で、単価契約で、町内の燃料屋さんの中で値段を統一していただいて、あとは分けているという形です。それから、今公社と言いましたけれども、公社は一般社団法人という1つの法人格を持った企業になりますので、そこ一緒というよう

なわけには難しいところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 法人と一緒にできないということもわかったんだけど、ただ単価情報というのは当然聞いたり、教えたりというのはできるはずなので、そういったことで経費節減に努めていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 頑張ってみたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進む前に休憩いたします。再開は午後3時15分とします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

44ページから49ページまで、6款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、48ページから49ページ、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。同じく48ページから49ページまでの8款土木費1項土木管理費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 48ページから51ページまで2項道路橋梁費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、50ページから51ページまで3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく50ページから51ページ、4項住宅費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 52ページから53ページ、9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 52ページから55ページまで、10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 教育総務費のうち、奨学資金貸付の減額補正なんだけれども、10人中3名の実績だという説明は受けたんですけども、せっかく十分な予算取りをしていて、もう少しふやすとか貸し手の教育に寄与していただきたいんですけども、その方策というか見えないんですけども、ありますか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 奨学資金の周知とか、広報という形になるのかと思うんですけども、現在は町の広報に載せている程度でございまして、あとはホームページにも載せている状況ではございますけれども、周知の仕方についてはとにかく町民の方にアピールするようにはしたいと思いますが、基本的には現状の手だてぐらいかなと感じているところではございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 周知方法は限られていると思うんですけども、なお工夫してみて、せっかくの予算をとったわけですから、子供さんたちに勉強していただきたいと思いますので、今後ともよろしくその辺研究をお願いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 周知広報の仕方については研究していきたいと思います。失礼します。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 54ページから55ページまで、2項小学校費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。56ページから57ページまで、3項中学校費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。56ページから59ページまで、4項幼稚園費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 58ページから61ページになります。5項社会教育費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。60ページから61ページ、6項保健体育費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 62ページから63ページまで、14款予備費1項予備費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成29年度浦谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号 平成29年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時22分

